

地方分権改革に関する提案募集（閣議決定）について

平成30年 1月25日
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部（12月26日閣議決定）において、地方からの提案等に関する対応方針が示されました。広域連合からの提案のうち「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分されていた2項目及び構成府県市と広域連合の共同提案の対応状況については、以下のとおりとなっております。

1 連合提案の対応状況

回答結果	項目数	提案項目
提案内容とは異なる措置	1	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲(※)
実現できなかったもの	1	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃
計	2	

※ 対応方針における具体的な記載

【国土交通省】

道路運送法（昭26法183）

一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる（施行規則2条2項）ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。

2 共同提案の対応状況（「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の詳細は別紙のとおり）

回答結果	項目数	提案項目
実現及び実現されそうなもの	8	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減 等
今後必要となる検討が行われるもの	2	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し 等
提案内容とは異なる措置	1	就職準備金の貸付対象緩和などの保育士確保施策の充実
提案の趣旨を踏まえ対応	11	
現行規定で対応可能	1	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し
実現できなかったもの	3	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化 等
調整対象区分 合計	15	
予算編成過程での検討を求める提案	11	農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し 等
具体の支障事例が示された場合に調整	5	中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し 等
提案募集の対象外	3	特例認定NPO法人制度の設立年数要件の見直し 等
総計	34	

3 今後の対応

- (1) 来年度も引き続き、関西広域連合の取組の発展・充実化を図る提案を基本とし、共通課題の解決に資する大括りの提案等を行う。今年度実現しなかった提案については、新たな支障事例を掘り起こし再提案するなど粘り強く対応する。
- (2) 大括りの事務権限の移譲を実現するためには、具体的な支障事例が求められる提案募集方式では限界があることから、権限移譲に係る実証実験制度の創設など地方分権改革の新たな推進手法の提案について、引き続き国に提言していく。
- (3) 対応方針の詳細については、3月の連合委員会において協議し、個別提案項目は、4月の連合委員会において協議する。

共同提案（「内閣府と関係省庁との間で調整を行う提案」）15項目の対応状況

◎内閣府の公表内容を分析して区分したもの

回答結果	項目数	提案項目（提案団体）
提案の趣旨を踏まえ対応	11	
実現及び実現されそうなもの（一部実現を含む）	8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減（鳥取県） ○ 准看護師試験実施方法の見直し（鳥取県） * 現在認められている他の都道府県に加え、専門機関にも試験事務を委託することが認められた。 ○ 農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し（事業実績報告手続きの簡素化等）（京都府） ○ 幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲（大阪府） ○ 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」を「届出」に見直し（大阪府） ○ 農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大（兵庫県） ○ 地方創生交付金の抜本的な見直し（兵庫県） * 一部実現（事前着手の制約排除を求めたことに対し、年度当初からの着手が可能となるよう申請スケジュールの前倒し等を検討） ○ 子ども・子育て支援法における支給認定に基準日を設ける等職権変更事務の簡素化（和歌山県）
今後必要となる検討が行われるもの	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園の施設整備に係る国の補助制度（文部科学省所管と厚生労働省所管）の一元化（鳥取県） ○ 子育て短期支援事業の実施施設の拡大（大阪府）
提案内容とは異なる措置がなされるもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実（大阪府） * 貸付要件の緩和要求 → 当該制度の一層の活用を図るため、取組実績の公表等を行う。
現行規定で対応可能	1	
現行規定で対応可能なことを明確化	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費に係る既存の支援制度の見直し（徳島県） * 就学援助費のうち学校給食相当額について、保護者の委任状等なしに直接学校等への交付ができることを周知。
小計（対応できるもの）	12	

回答結果	項目数	提案項目（提案団体）
実現できなかったもの	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化（鳥取県） ○ 都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和（兵庫県） ○ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃（兵庫県）
合計	15	